

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域・離島の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・家庭での食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、発災時の家族間の連絡方法や避難先や避難方法の確認を、一般論として計画している。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・全市民が地震発生時の“ゆれ”から生命や財産を守り、家族が地震発生後3日間を生き延びるための自助の備えと、鳥羽市の特質を踏まえた津波からの避難対策が計画されている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	町内会・自主防災会等	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など市の特性への防災対策 (3) 津波避難路整備の促進 (4) 災害時の物資等支援 (5) 情報伝達手段の保守 (6) 地域・NPO・防災関係機関との連携
	市民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など市の特性への防災対策 (3) 津波避難路整備の促進 (4) 災害時の物資等支援

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町内会・自主防災会等	市民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地域コミュニティの維持 (3) 災害時の物資支援の協力体制の構築 (4) 市との連携 (5) 避難所開設・運営体制の構築 (6) 津波避難路整備 (7) 津波避難訓練への参加
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	顧客	(1) 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 訓練への積極的な参加 (2) 家族防災会議の開催 (3) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (4) “津波から命を守るため”の防災対策の推進 (5) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進 (6) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 町内会・自主防災会等を対象とした対策（総務課、関係各課）

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組みを促進するため、地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。（推進計画）

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

県の地震・津波の被害想定を基に、実践に則した訓練の実施に努める。

イ 地域主催の訓練実施の促進

自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の訓練実施の促進を図る。

ウ 地域独自の防災訓練実施等への支援

要請があれば、地域主催の訓練に職員を派遣し支援に努める。

エ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成に努める。

オ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等の実施に努める。

カ 避難行動要支援者名簿の整備

災害時の避難行動に支援が必要な方を把握するため、名簿作成を行う。

キ 市民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、『My まっぷラン』を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が「My まっぷラン+（プラス）」に関する情報を提供して、個人の避難計画（My まっぷラン）等の作成を推進する。

(2) 離島など市の特性への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策に努める。

(3) 津波避難路整備の促進

本市は、防災訓練等の防災啓発推進事業や出前と一く等の各種機会を活用して、地域の行う津波避難路整備事業に対する啓発を行う。

地域で考え、地域の道として整備してもらうことで、津波避難対策の充実はもとより、地域防災力の向上と津波避難路の維持にもつながる。

(4) 災害時の物資等支援

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実に努める。

(5) 情報伝達手段の保守

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守に努める。

(6) 地域・NP0・防災関係機関との連携

災害時の地区指定員などを活用し、地域との連携に努めるとともに、NP0や防災関係機関と協定等による連携に努める。

2 市民を対象とした対策（総務課、関係各課）

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

市民の自助の取組みや共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

地震・津波の被害想定を基に、実践に則した訓練の実施に努める。

イ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等の実施に努める。

ウ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等による定期的な啓発による危機意識の醸成に努める。

エ 防災教育の実施

学校・保育所等では児童・生徒を対象に防災意識の向上のため、防災教育の実施に努める。

オ ハザードマップの配布

市民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップを配布し、啓発に努める。

カ 市民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、『My まっぷラン』を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」に関する情報を提供して、個人の避難計画（My まっぷラン）等の作成を推進する。

(2) 離島など市の特性への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策に努める。

(3) 津波避難路整備の促進

市民や観光客等の避難対策のため、必要な市道の整備を行っていく。

(4) 災害時の物資等支援

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実に努める。

■町内会・自主防災会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

ア 市民への防災啓発機会の創出

市の出前と一く等を活用し、定期的に市民対象の講座を開催するなど、防災啓発に努める。

イ 自主防災活動の実施

市の自主防災活動補金等を活用し、地域主催の防災活動を積極的に実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者支援体制の構築

地域の避難行動要支援者の把握に努めるとともに支援体制の構築を図る。

エ 防災教育への理解と協力

学校・保育所等で進めている防災教育に協力し、学校・保育所等と連携した防災対策に努める。

オ 市訓練への参加の促進

市が実施する訓練に積極的に参加するよう市民に促すとともに、市の訓練時に地域が主催する訓練を実施するよう努める。

カ 市民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、『My まっぷラン』を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」に関する情報を活用した、個人の避難計画（My まっぷラン）等の作成を推進する。

(2) 地域コミュニティの維持

災害時に軸となる地域コミュニティを維持するよう努める。

(3) 災害時の物資支援の協力体制の構築

市が行う大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）に協力し、物資協力体制の構築に努める。

(4) 市との連携

地区指定員などを活用し、市との連携に努める。

(5) 避難所開設・運営体制の構築

避難所開設・運営は地域で行うべきことである。地区指定員と協力し、開設できる体制構築と施設の確認に努める。

(6) 津波避難路整備

地域の避難路整備と維持管理に努める。

(7) 津波避難訓練への参加

毎年行う津波避難訓練に町内会・自主防災会等として参加し、市民の避難の意識の高揚と避難路の確認等に努める。

■防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 市民や関係者を対象とした対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

自組織の活動等の情報発信を行い、市や市民等と協力関係の構築に努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する防災事業等に協力し、市と連携して防災思想・防災知識の普及・啓発に努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 顧客を対象とした対策

(1) 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

■市民が実施する対策

(1) 訓練への積極的な参加

地域や市が行う訓練に積極的に参加し、自分や家族の訓練や防災意識の醸成に努める。

(2) 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、子どもの防災教育への理解と協力に努める。

(3) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

(4) “津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

(5) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3 日程度以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努める。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努める。

(6) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

【主担当課】

・総務課、関係各課

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	町内会・自主防災組織等	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町内会・自主防災組織等	町内会・自主防災組織等構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「災害ボランティアセンター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策（総務課）

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、市民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取り組む。

2 町内会・自主防災組織等を対象とした対策（総務課・市民課）

(1) 町内会・自主防災組織等のリーダーに対する教育・啓発

町内会・自主防災組織等のリーダー等を対象とした「自主防災リーダー養成講座」を行う。年に1回程度実施し、継続的に育成を行っていく。

(2) 町内会・自主防災組織等の構成員に対する教育・啓発

町内会・自主防災組織等のリーダーと連携し、各組織を構成する市民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

(3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

「自主防災リーダー養成講座」において、警察や海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関との連携を図る内容で実施する等、発災後も協力して活動できる関係づくりを図る。

3 「災害ボランティアセンター」関係団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 「災害ボランティアセンター」関係団体等が行う人材育成への支援

「災害ボランティアセンター」関係団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■町内会・自主防災組織等や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 町内会・自主防災組織等の構成員を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等、構成員の教育や啓発に努める。

2 各組織の構成員等を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

3 各組織の構成員やボランティア等を対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

(2) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 市の防災人材育成事業への積極的な参画

市民は市が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

【主担当課】 ・総務課、市民課

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、要配慮者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。	⇒	【この計画が目指す状態】 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して連携強化が行われ、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加が図られている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 防災知識の普及 (2) 危険箇所等の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災用品等の備蓄
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 各種災害活動への対応の強化 (2) 資機材の点検・整備 (3) 地域における自主防災組織との連携 (4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 自助の確立 (2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策（総務課）

（1）自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ア 訓練等の自主防災活動に対する支援を行う。
- イ 市の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定める。
 - （ア） 防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - （イ） 防災知識の普及に関すること
 - （ウ） 防災訓練の実施に関すること
 - （エ） 情報の収集、伝達に関すること
 - （オ） 出火防止、初期消火に関すること
 - （カ） 救出救護に関すること
 - （キ） 避難誘導に関すること
 - （ク） 給食、給水に関すること
 - （ケ） 防災資機材の整備に関すること
 - a 自主防災組織等が行う防災訓練、防災マップづくり、防災講演会等の防災活動の経費に対する自主防災活動補助金の給付及びこれを通しての活動啓発を行う。
 - b 防災資機材の整備にかかる支援を行う。
 - c 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進を行う。
 - d 必要に応じ、市民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。
 - e 自主防災組織の充実を図るため、自主防災リーダー養成講座を実施し、組織のリーダーの育成を積極的に行うことによる、組織体制の強化を行う。

（2）自主防災組織の結成推進

市民の自主防災組織については、現在、46 町内会・自治会中 45 組織が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

自主防災組織カバー率：95.7%（参考：県全体：92.7%）

2 消防団を対象とした対策（消防本部）

（1）消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。また消火用資機材をはじめ、救助資機材等の配備の充実を図り、これらの資機材の有効活用がなされるよう定期的な訓練指導を実施する。（推進計画）

3 市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

（1）自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、自主防災組織及び消防団の必要性について積極的な広報活動を行い、防災意識の高揚を図り、組織への参画を促すとともに防災活動が効果的に行われるよう平素より理解と協力を求める。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 他地域の自主防災組織等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 防災知識の普及

市民の連携強化を図り、災害時の心得、応急手当、避難方法等に関する知識の普及を行う。

(2) 危険箇所等の把握

地域を点検し、危険箇所及び消防水利等の災害・防災に直結する箇所を把握し、市民への周知を行う。

(3) 防災訓練の実施

避難、初期消火、救護、炊き出し等の各種訓練の実施を行う。

(4) 防災用品等の備蓄

防災資機材の点検、整備を行う。

2 他地域の消防団等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 各種災害活動への対応の強化

消火活動をはじめ、救出救助活動等の知識及び技術の練磨を図るとともに災害活動現場における安全管理についても見識を深める。

(2) 資機材の点検・整備

消防ポンプ、各種資機材の点検、整備の実施を行う。

(3) 地域における自主防災組織との連携

自主防災組織等との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

■市民が実施する対策

1 自助の確立

防災知識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。

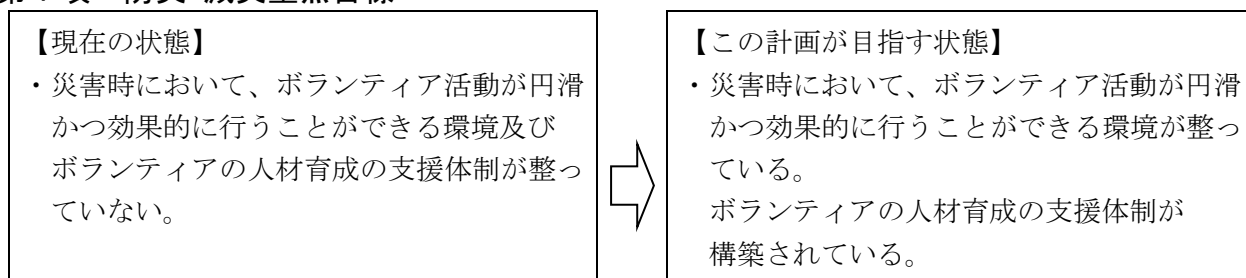
2 自主防災組織や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【主担当課】
・ 総務課、消防本部

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築 (3) 関係団体が実施するNPO・ボランティア等に対して防災活動の支援
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築
	市民・企業	(1) 災害時の災害ボランティアへの参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
災害ボランティアセンター関係団体等	組織の構成員やボランティア	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

【自助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市民		(1) 災害ボランティア等へ参画
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備

災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、関係団体と連携体制を構築し活動体制を整備する。

(2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築

通常時から関係団体と交流を深め、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき連携体制の強化に努める。

(3) 関係団体が実施するNPO・ボランティア等に対して防災活動の支援

NPO・ボランティア等に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策（市民課）

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

ア 市設置の災害ボランティアセンターへの支援、手続き要領等の確立

イ 災害ボランティアセンターを災害時に設置したとき、みえ災害ボランティア支援センターとのボランティア支援要請に関する情報・手続き要領等の確立

3 市民・企業を対象とした対策（市民課）

(1) 災害時の災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動への参画を、各媒体等を通して市民・企業に促す。

■災害ボランティアセンター関係団体等が実施する対策

1 組織の構成員やボランティアを対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアセンター関係団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

災害ボランティアセンターを運営のため支援体制の構築に努める。

■市民や企業が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 従業員等を対象とした対策

(1) 災害時の従業員等の災害ボランティアへの参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

【主担当課】

・市民課

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 - 企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成は、一部を除き進んでいない。 - 地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。	⇒	【この計画が目指す状態】 企業・事業所等の事業継続計画（BCP）等の作成と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）の作成促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）の作成

【自助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
企業・事業所	企業・事業所 従業員等	(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策（総務課、農林水産課、観光商工課）

(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に引き止めるための防災対策・防災活動の実施を促進する。

(2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

ア 市民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、災害時に企業・事業所と地域が協同で行う災害活動による地域の防災力の向上を図る。

イ 地域の防災訓練への参加促進と協力の啓発を行う。

(3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進

各企業・事業所による、BCP等の作成を促進するための情報提供と条件整備の促進

■企業・事業所が実施する対策

1 市民・他の企業・事業所を対象とした対策

(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

市民、地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

ア 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、市民の避難、救出、応急手当、消化活動、情報の共有にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

イ 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協同で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等地域の防災対策に貢献するよう努める。

(2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、企業間相互の交流・理解・協力を行い、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

(3) 災害による顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去から最新の災害に関する教訓などをふまえ、防災計画を逐次見直すとともに、事業継続計画（BCP）等の作成と点検に努める。

特に、海岸や河口に近い津波浸水域等に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所、従業員等を対象とした対策

(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した十分な量の飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。

(2) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

ア 従業員等の家屋の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

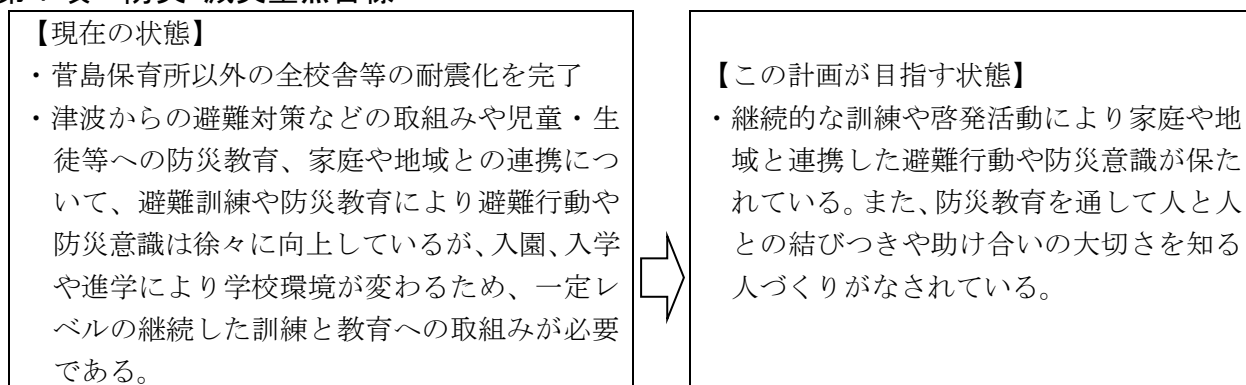
イ 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

【主担当課】

・総務課、農林水産課、観光商工課

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	学校・保育所等	(1) 児童・生徒等の安全確保 (2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策 (4) 学校施設等の安全点検
	児童・生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員等	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童・生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	市民	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

【自助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市民	保護者・児童・生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1) 児童・生徒等の安全確保

登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、学校等における防災教育及び防災対策が更に充実するよう支援する。

(2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校・保育所等における、①災害に備えた防災体制の整備、②立地状況に応じた避難計画・防災計画の策定や見直し、③計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策

学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策を行う。

(4) 学校施設等の安全点検

学校施設等の安全点検を随時行い、必要な補修を行う。

2 児童・生徒等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して推進する。

3 教職員等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 学校防災人材の育成と活用

ア 学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

イ 各種研修において防災教育を実施し、防災意識・知識の向上を図る。

4 児童・生徒等の保護者を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育を推進する。

5 地域・市民を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法について、円滑に検討できるよう、学校・保育所等と地域、家庭との連携を一層促進する。

6 民間児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（健康福祉課）

(1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・保育所等における防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行う。また、放課後児童クラブにおける防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

■地域（市民）が実施する対策

1 保護者・児童・生徒等を対象とした対策

(1) 家庭における防災についての話し合い

学校・保育所等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【主担当課】

・教育委員会事務局、健康福祉課

第7節 観光地における防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 - 観光客が多く訪れる地域において、観光関係団体、観光事業者や市民が観光視点での防災対策の検討や、避難誘導看板等の設置を行っている。 - 災害時の帰宅困難者等の把握方法や災害時連絡体制が明確になっていない。 - 帰宅困難者一時受入れ体制の強化が求められている。	➡	【この計画が目指す状態】 観光客等の帰宅困難者の安全が確保されるよう、観光関係団体、観光事業者、公共交通機関や市民が一丸となって観光防災対策に取り組む。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導体制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 (5) 避難誘導看板等の整備

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市観光関係団体、 観光事業者及び 公共交通機関等	観光客 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導体制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制強化への協力 (5) 食料備蓄の努力 (6) 代替輸送の検討 (7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

第3項 対策

■市が実施する対策

1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光商工課）

(1) 情報共有体制の確立

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有体制の確立を図る。

(2) 連絡体制の確立

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関と、災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(3) 観光客等の避難誘導體制の確立

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関と市民が連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

(5) 避難誘導看板等の整備

観光客の避難誘導が迅速かつ正確に行えるよう、観光案内看板と合わせた避難誘導看板や避難場所が記載されたパンフレット等の整備を行う。

■市観光関係団体・観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

1 観光客、観光事業者、公共交通機関、市民を対象とした対策

(1) 情報共有体制の確立

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有体制の確立を図る。

(2) 連絡体制の確立

各団体及び各事業者は公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報連絡体制の確立を図る。

(3) 観光客等の避難誘導體制の確立

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導體制の確立を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制構築への協力

観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一時受入体制強化への協力を推進する。

(5) 食料備蓄の努力

観光関係団体、観光事業所等において、帰宅困難者等に対する食料備蓄に努める。

(6) 代替輸送の検討

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送の検討を行う。

(7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

災害時に対応できる従業員の待機等体制の整備を行う。

■市民が実施する対策

(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

市が行う訓練や講演会等に積極的に参加するなど災害時の知識や意識を醸成するとともに、観光客等の安全確保のため避難誘導等がスムーズにできるよう訓練等を行う。

【主担当課】
・観光商工課

第8節 水産の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・漁港区域内にかかる施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が充分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じる恐れがある。



【この計画が目指す状態】

・平常時に水産、漁港施設等の点検を行い、災害防止のための維持管理に努め、地震・津波災害から避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、漁港区域内にかかる施設の耐震化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	漁業関係団体 市民	(1) 漁港の防災・減災対策 (2) 防災資機材の整備

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
漁業関係団体	漁業者等 市民	(1) 漁港の防災・減災対策 (2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

第3項 対策

■市が実施する対策

1 漁業関係団体・市民を対象とした対策（農林水産課）

(1) 漁港の防災・減災対策

ア 漁港施設の整備

震災発生後に陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島地域の緊急物資の輸送基地とするため、耐震強化岸壁を整備し、海上輸送路の確保に努める。

あわせて、漁港施設を整備し、緊急物資等の海上輸送体制の構築を図る。

イ 水門等の点検整備

毎年定期的に、水門及び門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

(2) 防災資機材の整備

海上災害を未然に防止、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するために、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等必要な防災資機材の備蓄・整備・点検する。

■漁業関係団体が実施する対策

1 漁業者等・市民を対象とした対策

(1) 漁港の防災・減災対策

震災発生後、予想される津波の規模に応じた、避難行動の周知と訓練を行うとともに、沿岸における、漁船及び漁具等の被害を減少するため、漁業者等へ必要な措置をとるよう指導する。

(2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

漁業無線などによる津波警報等の情報伝達体制を確立し、操業又は航海中の漁船、水産事業者の安全を図る。

【主担当課】
・農林水産課

第2章 安全に避難するための対策

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・市民一人ひとりの避難要領の検討や観光客、定期船旅客等の避難誘導対策が不十分である。
- ・市民、児童・生徒等、避難行動要支援者の津波避難対策、避難所の開設・運営に関する町内会等との連携、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定、福祉避難所の指定等について、取組みが進んでいない地域がある。



【この計画が目指す状態】

- ・市民個別の避難計画や観光客、定期船旅客等の避難誘導対策が確立しており、避難行動要支援者に配慮している。
- ・それぞれの地域・施設等において津波避難対策が確立し、避難所の開設・運営は町内会等と連携し、要配慮者対策が図られている。福祉避難所の指定、避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	地域・市民等 及び関係団体	(1) 避難等知識の啓発・普及 (2) 津波避難訓練の実施及び参加率の向上施策 (3) 避難場所、避難路の周知 (4) 避難所の整備・周知 (5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備 (6) 避難誘導対策 (7) 避難所運営対策 (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (9) ペット対策 (10) 避難所外避難者対策 (11) 感染症対策
	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2) 観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	地域・市民	(1) 地域の避難対策の推進 (2) 地域・市民への「My まっぷラン+」の策定推進 (3) 津波避難訓練等の実施・参加
要配慮者 関係施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者 が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
市観光協会 観光事業者等	観光客 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化への協力

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 (3) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成 (4) ペットの同行避難対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策

(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、農林水産課、定期船課）

津波から自身や家族、避難行動要支援者の命を守るため、広報や防災講演会等で津波に対する次の内容を啓発する。

【一般編】

- ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、すぐ海浜から離れる。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに高台に避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

【船舶編】

- ア 津波注意報発表時においては、運航継続に危険があると判断された時は、時間的余裕がある場合だけ港外の水深の深い、広い海域へ退避し、短時間で津波の到達が予想される地域では、直ちに陸上の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ウ 港外へ退避できない小型船舶は、時間的余裕がある場合だけ係留網の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- オ 津波注意報発表時における運航の判断は事業者が行う。また、その旨を市災対本部へ報告する。

(2) 津波避難訓練の実施及び参加率の向上施策（総務課）

南海トラフ地震が発生した場合、わずかな時間で津波が来襲することが想定されるため、市民の早期避難を重点とした津波避難訓練を実施し、避難意識を高めるとともに、訓練の意義について「出前と一く」等を通じて周知し、訓練参加率の向上を図る。

(3) 避難場所、避難路の周知（総務課、関係各課）

- ア 災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、避難場所までの夜間対策を含む避難路を周知する。
- イ 津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地域で、高台等の避難場所まで遠い地域については、学校の屋上等、多様な手段を用いた避難場所の確保に努める。
- ウ 避難場所によって必要な資機材等の整備を図るものとする。なお、避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等市民以外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努める。
- エ 避難場所の指定後は、避難誘導看板の設置の際、多国語・ピクトグラムを用いた観光客用避難誘導及び夜間対策等を考慮し、市民、観光客等及び鳥羽警察署、鳥羽海上保安部、自衛隊等関係機関に周知する。

【避難場所の選定における留意事項】

- ア 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。
- エ 洪水等による浸水の恐れのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。
- カ 指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化・安全化を確保するため、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。
- ケ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。

指定緊急避難場所の基準【災対法令第20条の3関係】

政令で定める基準については、以下のとおり定めるものとする。

- ・発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
- ・洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
- ・異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準

(4) 避難所の整備・周知（総務課、関係各課）

- ア 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、市民に周知するものとする。

イ 避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図るものとする。

また、避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（災害時協力井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保等）に努める。避難所の指定にあたっては、その適切性を津波ハザードマップ等で確認するものとする。

ウ 中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

指定避難所の基準【災対法令第20条の6関係】

政令で定める基準について、以下のとおり定めるものとする。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることなどの規模に関する基準
- ・速やかに、被災者等の受入れ等を行うことが可能な構造などを有することなどの構造等に関する基準
- ・災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあることなどの交通条件等に関する基準
- ・主として要配慮者を滞在させることが想定されるものについては、バリアフリー化され、また、相談等の支援体制を有することなど、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置が講じられていること

(5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備（総務課、消防本部）

ア 避難指示

- (ア) 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき。
- (イ) 異常な水位の変化などを覚知した等により、市長が避難を要すると判断したとき。

イ 避難指示等の伝達体制の整備

緊急を要するため、防災行政無線、とばメール、緊急速報メール、サイレン、消防無線、船舶無線、広報車等周知の手段・方法について整備する。

(6) 避難誘導対策（総務課、農林水産課、観光商工課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）

ア 不特定多数の市民が利用する施設について、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

- (ア) 定期船は、運航中に津波警報等の情報を入手した想定で、避難可能な港への着桟、乗客の避難場所への誘導訓練を定期的に行う。

- (イ) 学校、保育所等を対象とした対策を行う。

- (ウ) 防災計画及び防災訓練の実施

「第2部 第1章 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育、防災対策の推進 第3項1
(2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施（P2-16）」参照

- (エ) 児童・生徒等の安全確保

「第2部 第1章 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育、防災対策の推進 第3項1
(1) 児童・生徒等の安全確保（P2-16）」参照

イ 避難にあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先し、被害を限りなくゼロに近づける。このため、避難訓練を通じ、問題点を明らかにするとともに、自助・共助の精神を醸成するものとする。

ウ 避難誘導にあたる者及び防潮扉、水門、樋門等の閉鎖作業業務従事者の安全確保のため、津波到達予測時間を考慮した避難支援行動マニュアルを定めるものとする。

(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課）

ア 避難所運営の基本

避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織が担うことになることから、平素より避難所運営訓練や日頃の情報共有・顔の見える関係づくり等により防災・減災に備えておく。

また、大規模災害等により中長期にわたり避難所を運営する状況において、各避難所が市職員の支援によらず、町内会や自主防災組織等市民による運営対策等が直ちに講じられるよう、避難所運営マニュアル（共通）」を各町内会・自治会等に事前配布するとともに、感染症対策等、運営要領・基準等への新たな対応・対策が必要となった場合にも、その都度、資料・マニュアル等を配布（必要に応じ説明会を実施）して、その普及・徹底を図る。

更に各指定避難所ごとの特性を考慮した避難所運営マニュアルが作成されること（水平展開）を目指し、避難所運営に関する「出前と一く」及び訓練支援を推進する。（推進計画）

イ 要配慮者への対応

要配慮者は、外見からは障がいの有無がわからない場合（内臓疾患、聴覚・言語機能障がい等）があるので、特別な配慮を必要とすることを理解し、避難所で情報から取り残されないよう掲示板等で呼びかけ、本人から要配慮者であることを自主的に申出てもらふ等により対象者の把握に努める。

また、被災による不安や、避難生活により大きなストレスを生じることも理解し、要配慮者各人の状態により、プライバシーを配慮したスペースを確保したり、食事や救援物資等の配給を優先するなど配慮する。

※要配慮者とは、避難所生活において、配慮や支援が必要な高齢者、障がいのある方、女性、乳幼児、外国人等をいう。

ウ 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資の他、避難者の良好な居住環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。

また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について、地域・市民に啓発する。

(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策（健康福祉課）

ア 避難行動要支援者・要配慮者対策

市は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画の作成を推進する。

特に、津波被害が想定される保育所、病院、夜間運営の社会福祉施設の把握及び当該施設における避難方法について把握する。

この際、「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R02.2.10）」等を積極的に活用する。（推進計画）

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者について、災害対策基本法第49条の10に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(7) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を要する者であ

り、要配慮者個人として避難能力の有無については、主として以下の要件で設定し、具体的には表内の範囲による。

- ・警報や避難指示等の災害関連の情報取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法についての判断能力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等

市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次のいずれかに該当するもの

- ① 満75歳以上の独居の高齢者又は満75歳以上のみで構成する世帯の高齢者
- ② 要介護認定3、4又は5を受けている者
- ③ 1級又は2級の等級の身体障害者手帳を有する者
- ④ A1又はA2の等級の療育手帳を有する者
- ⑤ 1級又は2級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、災害時において支援が必要と認められる者

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成に必要な個人情報については表内による。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 ⑦ その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

このほか、市が定めた名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

ウ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・死亡・障害の発現等により常に変化しうることから市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であるが、地域によって実情が異なるため、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握したうえで幅広い団体の中から確保することに努める。

- ・鳥羽市内の自主防災組織、町内会等
- ・鳥羽市内の児童・民生委員
- ・鳥羽市消防本部
- ・鳥羽市消防団

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び情報漏えいの防止

避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、作成した名簿は地域の避難支援等関係者にも適切に提供かつ共有に努める。市は、平常時において避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては事前に避難行動要支援者本人の同意を得る必要がある。

また、情報漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護及び名簿の信頼と実効の確保を図るため、災害対策基本法では守秘義務を課している。このようなことから、名簿情報を外部に提供する際には、その秘密保持が徹底されるよう措置を講じ、個人情報情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(9) ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、避難所運営の主体である各町内会・自治会及び自主防災組織に対し、「避難所運営マニュアル」において犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について配慮・処置するよう記載して、周知を図る。

(10) 避難所外避難者への対応

「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進し、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者が発生することを予期して、各避難所運営委員が予想される町内会・自主防災組織等は、事前に駐車場所・支援要領等について検討する。

また、避難所外避難者は、自ら最寄りの避難所に出向き、情報を入手し、物資を受け取ることを基本とする。

(11) 感染症対策

「避難所担当職員・施設管理者のための新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル（鳥羽市）」に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光商工課）

(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(2) 観光客等の避難誘導体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と市民が連携した防災訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導体制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■ 自主防災組織や関係施設等が実施する対策

＜自主防災組織が実施する対策＞

1 市民を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

自主防災組織等は、津波からの早期避難を重点に、避難路整備、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりを実施するとともに、津波避難計画の策定及び独自の津波避難訓練の実施又は市の避難訓練に参加する。

(2) 「My まっぷラン+（プラス）」の策定推進

自主防災組織等は、避難場所及び使用避難経路の確認、避難方法・要領等の津波避難計画を「My まっぷラン+」を活用して策定するように留意する。

(3) 津波避難訓練等の実施・参加

自主防災組織等は、独自の津波避難訓練を実施するとともに、市の実施する津波避難訓練に積極的に参加し、地域の避難要領及び避難行動要支援者の避難・援助要領等について確認・対策を確立する。

＜要配慮者関係施設が実施する対策＞

1 入所者等要配慮者を対象とした対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設管理者は、入所者等の津波からの早期避難を重点に、施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

＜不特定多数の者が利用する施設が実施する対策＞

1 施設利用者を対象とした対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設管理者は、施設利用者の津波からの早期避難を重点に、施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

＜市観光協会、観光事業者等が実施する対策＞

1 観光客・観光事業者・公共交通機関を対象とした対策

(1) 観光客等に対する避難誘導等の情報発信体制の確立

各団体及び事業者独自で、災害時の避難状況等に関する情報収集要領や避難誘導等の情報発信に係る体制の確立を図る。

(2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立

各団体・事業者独自での観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導體制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市民が実施する対策

1 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力

個人の避難計画を基準に、自主防災組織等が策定した避難計画への協力及び自主防災組織又は市の避難訓練に積極的に参加し、自らの命は自ら守る意識を保持する。

2 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定

市民は、三重県の「My まっぷラン」や「My まっぷラン+（プラス）」等の制度を活用して個人の避難計画を作成し、避難場所、避難路及び避難路上の危険箇所等を確認する。

3 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

避難の際には、観光客等に対しても避難場所への誘導や声掛けなど安全意識を醸成する。

4 ペットの同行避難対策

- (1) ペットの飼い主は同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。
- (2) 避難所等の運営委員会・管理者等は、ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心の拠り所となっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への配慮も必要であることから、状況に応じ専用スペースを設置する等のルール作りなどの対応を考える。

【主担当課】

・総務課、税務課、環境課、農林水産課、観光商工課、建設課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・地震等によって、建物やその附属物の崩壊・焼失による被害が想定される。 ・発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・建築物等の耐震化・不燃化への取組みが、着実に進められている。 ・応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が進んでいる。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	市民 建築物の所有者等	(1) 耐震診断及び補強工事の推進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町内会等	市民	(1) 建築物の耐震化の促進 (2) 建築物等の耐震化 (3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民・建築物の所有者等	(1) 耐震診断及び補強工事の実施

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 建築物の耐震化の促進

建築物・工作物のうち、被災した場合に、災害応急対策活動の妨げや広域の経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるものや、多数の人々を収容する建築物等については、重要性を考慮し、特に耐震性を高めるよう努める。

(1) 市有建築物の耐震対策（総務課、建設課、教育委員会事務局、消防本部）

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、耐震性の調査を行い、鳥羽市耐震改修促進計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、公共建築物の耐震性にかかるリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。市有建築物は、これまでも耐震化を進めており、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていく。

2 建築物等の耐震化

(1) 市の建築物（建設課）

市有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物における耐震診断及び補強工事の推進（建設課）

建築物等について、耐震性の確保を図るよう指導し、住宅相談にも応じ、個人の戸建て木造住宅等の建築物については、耐震補強工事補助制度の活用を周知する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物のうち、耐震化が完了していない施設の管理者に対しては、耐震化を働きかけていく。

(3) ブロック塀等対策（建設課）

ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう相談対応等を行う。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（建設課）

県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備（建設課）

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な市営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

■町内会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 市民への周知

日頃から、地域内の危険な建築物等を把握し、耐震化を促進するため市民への耐震診断補助制度の周知を行う。

■市民・建築物の所有者等が実施する対策

1 耐震診断及び補強工事の実施

自ら管理・所有する建築物・屏等の耐震診断を行い、基準に満たない場合は、耐震補強工事を行い、また大規模な延焼とならないよう不燃化等の対策を図る。

【主担当課】

・建設課、総務課、教育委員会事務局
消防本部

第2節 公共土木施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・南海トラフ地震等の地震発生時における、公共土木施設等に大きな被害が生じる恐れがある。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・災害発生時において、速やかに復旧できるように公共土木施設等の耐震化が着実に進められている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	道路・河川・海岸・漁港等の公共土木施設	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川・海岸の防災・減災対策 (3) 漁港の防災・減災対策

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 道路・河川・海岸・漁港等の公共土木施設を対象とした対策

(1) 道路の防災・減災対策（建設課）

- ア 国道・県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の促進を図る。
- イ 国道・県道に接続する幹線市道の拡幅を図る。
- ウ 耐震性の低い橋りょうは、架替・補修等の整備促進を図る。

(2) 河川・海岸の防災・減災対策（建設課）

- ア 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等による逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼす恐れのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上に向けた整備を図る。（推進計画）
- イ 毎年定期的に、水門等の操作に支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

(3) 漁港の防災・減災対策（農林水産課）

- ア 震災発生後に、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島地域の緊急物資の輸送基地とするため、耐震強化岸壁を整備し海上輸送路の確保に努め、漁港施設を整備し緊急物資等の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）
- イ 毎年定期的に、防潮扉等の操作に支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

【主担当課】
・建設課、農林水産課

第3節 危険物施設の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・危険物施設の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取り組みが進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取り組みにばらつきがある。	➡	【この計画が目指す状態】 ・危険物施設について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が定められている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	危険物施設を管理する事業者	(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
危険物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震対策や津波対策の充実強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設を管理する事業者を対象とした対策（消防本部）

(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等

- ア 消防法に規定する危険物施設に対し、立ち入り検査等を実施する。また特定の危険物施設に対しては、予防規程の作成及び保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準の位置、構造、設備、貯蔵及び取扱いの維持管理についてその確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導助言を行う。
- イ 危険物取扱従事者の防災意識及び知識の向上を図るための、法令に定める保安講習を受講させ、また、予防規程による消防訓練の実施及び自主的な保安教育の実施を促し、指導助言を行う。

■危険物施設を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震対策や津波対策の充実強化

消防法令に基づく位置、構造、設備基準の遵守はもとより、設置場所における浸水想定区域の確認、地盤の状況をよく調査し、耐震化・耐浪化の強化に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理や知識の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施し、危険物取扱者免状保有者には法令に定める保安講習を受講させる。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設及び火災原因となるおそれのある危険物を管理する施設の管理者等は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

周辺施設等からの延焼を防止するため、危険物施設の周囲には緩衝地帯を整備する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特長や安全対策への取組みを積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【主担当課】

・ 消防本部

第4節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・日常生活の場において、地震の発生で地すべり・崖崩れ・土石流・山崩れ・地割れ・液状化・擁壁の倒壊等の災害が発生し、市民の生命・財産が危険にさらされる事態が十分予測される。



【この計画が目指す状態】
・南海トラフ地震等大規模地震を想定し、地震による地盤災害が発生すると思われる崩壊危険地・造成地・埋立地・地盤沈下地域・軟弱地盤地等については、土地利用の適正な規制と指導を行うとともに、地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	市民・町内会等	(1) 市民への周知 (2) 土砂災害対策 (3) ため池対策

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町内会等	市民	(1) 市民への周知

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市 民	(1) 危険区域の確認

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 市民・町内会等を対象とした対策（総務課、建設課、農林水産課）

(1) 市民への周知

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害危険箇所を市民に周知する。

(2) 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難所の位置及び避難指示等の市民への周知
- オ 土砂災害危険箇所等の把握
- カ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するため、必要な措置を講じる。

(3) ため池対策

市ホームページにより「ため池マップ」を公開し、市民に対し周知する。

■町内会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 市民への周知

市等から提供された土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害危険箇所を基に危険箇所等を市民へ周知する。

■市民が実施する対策

1 危険区域の確認

生活している箇所が土砂災害警戒区域等かどうかを確認し、いざという時には早めに安全な行動をとる。

【主担当課】

・総務課、建設課、農林水産課

第5節 南海トラフ特措法等に係る推進事業

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・南海トラフ地震等の地震発生時における、公共土木施設等に大きな被害が生じる恐れがある。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・災害発生時において、速やかに復旧できるように南海トラフ特措法等に係る推進事業が着実に進められている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	公共施設等	(1) 南海トラフ特措法等を活用した地震防災体制の充実

第3項 対 策

■市が実施した対策

1 公共施設等を対象にした対策

(1) 南海トラフ特措法等を活用した地震防災体制の充実

ア 市道東中学校線道路改築工事

事業主体	鳥羽市	担当課	建設課
事業内容	市道における次の路線を津波等災害時の緊急用道路、避難路として、高台の避難所や主要幹線へ避難区域内の市民を迅速かつ安全に避難させるため、道路の改築工事を行う。		
受ける補助等の関係法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱		
実施年度	平成25～30年度		
事業量	L=580m		

イ 菅島小学校防護柵設置工事

事業主体	鳥羽市	担当課	教育委員会
事業内容	下記関係法令で規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、鳥羽市地域防災計画で、津波避難場所として指定している菅島小学校校舎屋上に転落防護柵を設置し、津波避難者の安全を確保した施設とする。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）		
実施年度	平成26年度		
事業量	L=70.3m		

ウ 神島小中学校建設事業

事業主体	鳥羽市	担当課	教育委員会
事業内容	下記関係法令で規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、神島小学校、神島中学校を隣地高台に小、中学校を一つの建物で移転改築し、地震・津波に強い施設とする。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）、学校施設環境改善交付金交付要綱		
実施年度	平成25～29年度		
事業量	1施設		

エ 消防救急デジタル無線活動波設備整備工事

事業主体	鳥羽市	担当課	消防本部
事業内容	下記関係法令に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、鳥羽市消防本部管内の消防救急無線設備をデジタル化整備し、防災活動、消防・救急活動を支える通信基盤の高度化を図る。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）		
実施年度	平成26・27年度		
事業量	1施設		

【担当課】
・関係各課

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・南海トラフ地震の被害想定や広域受援・応援計画、物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 災害輸送体制の確立 (3) 陸上輸送対策 (4) 海上輸送対策 (5) 空中輸送対策
	輸送等を担う防災関係機関等	(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
輸送等を担う防災関係機関等	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保（総務課）

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 災害輸送体制の確立（総務課・建設課）

ア 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行う。ただし、市において処理できないときは、県災対本部の伊勢地方部（南勢志摩地域活性化局）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請する。

イ 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処する。

(ア) 第1段階（目安：災害発生から3日まで）

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資
- d 広域医療機関に搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- f 被災地内を移動する避難者（分散避難のため）

(イ) 第2段階（目安：災害発生3日目から7日目まで）

- a 上記aの続行
- b 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- c 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- d 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

(ウ) 第3段階（目安：災害発生7日目以降）

- a 上記bの続行
- b 災害復旧に必要な人員、物資
- c 生活必需品

ウ 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとするが、大規模な震災時には、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処する。

(ア) 陸上輸送（自動車、鉄道等）

(イ) 海上輸送（船舶等）

(ウ) 空中輸送（ヘリコプター等）

エ 輸送力の確保

あらかじめ保有する車両・船舶の数、種別等を把握し、輸送計画をたてておくこととする。

【確保の順位】

(ア) 市有車両・船舶等

(イ) 営業者所有の車両・船舶等

- a 乗合自動車、貨物自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
- b 特殊自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
- c 船 舶
市内の海上運送業者等及び防災関係機関に協力を求める。

オ 応援要請

次に掲げる場合、県災対本部に要請し、応援を受けることとする。

(ア) 市内の車両、船舶では、処理することができないとき。

(イ) 航空機による輸送を必要とするとき。

カ 燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合鳥羽支部等の協力により確保を図る。

(3) 陸上輸送対策（市民課・建設課）

ア 自動車等による輸送

(ア) 緊急輸送道路の指定

a 緊急輸送道路の指定方針

大規模地震等、災害時には、人命確保の観点から、市民の円滑な避難が確保されるとともに、消防救急活動や緊急輸送の実施等、応急対策活動が迅速に行われることが必要である。しかし、建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行が妨げられ、円滑な避難や応急対策活動の実施が困難となることが考えられる。このことから、沿道の建築物の耐震化の促進を図り、地震時に通行を確保すべき道路を指定する。具体的には、「三重県緊急輸送ネットワーク計画」に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を指定し、今後、円滑な避難の確保及び迅速な応急活動の実施という観点や、「鳥羽市地域防災計画」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。

b 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
自動車専用道路	167	第二伊勢道路	鳥羽南・白木 I C～松下 J C T
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木 I C

※第1次緊急輸送道路の指定要件

- ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路
 - ②広域幹線道路である一般国道（指定区間）
 - ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
 - ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路
- なお、①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

c 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	栈橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
1級市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町

※第2次緊急輸送道路の指定条件

第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎・市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路

d 第3次緊急輸送道路
その他の道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町
一般県道	128	鳥羽阿児線	志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町
その他市道	—	臥戸線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町
その他市道	—	岩ノ谷線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町
その他市道	—	畑田口線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町

※第3次緊急輸送道路の指定条件

- ①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- ②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点である J R 貨物駅・特急停車駅（市内該当駅なし）、近鉄特急停車駅（鳥羽駅）及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点（松尾工業団地・スギハラプロテック等）を連絡する道路

【三重県緊急ネットワーク図（志摩管内）R7.2 改訂版】



(イ) 緊急輸送道路機能の確保

県の地域防災計画「第2部 第4章 緊急輸送の確保」に準じた対策等を行う。

国・県の緊急輸送道路に接する橋梁等の耐震点検を行うとともに耐震性を考慮した補強整備を進める。

道路管理者間で調整し、すみやかに道路啓開活動を行う。

(ウ) 輸送車両等の確保

輸送車両等は、次のものを確保する。

- a 市が保有する車両等
- b 防災関係機関が保有する車両等
- c 営業者が保有する車両等
- d その他自家用車両等

【資料編：13 公用車一覧表（P78）】

イ 鉄道等による輸送

災害対策輸送の実施につき必要があるときは、東海旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）に協力を求める。

(4) 海上輸送対策（定期船課、農林水産課）

ア 船舶等による輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量若しくは輸送人員は変動されるが、原則、市の管理する市営定期船を活用することとする。しかし、船自体が被災等で不足している場合は、鳥羽海事事務所と常時連絡をとり、運航拠点別に輸送力等の確保を図る。

また、必要に応じ、自衛隊、鳥羽海上保安部に対して、海上輸送の出動要請をする。なお、鳥羽港においては震災発生後の緊急物資等の海上輸送を確保するため、必要な耐震強化岸壁（伊勢湾フェリー乗り場に近接する中之郷岸壁）が整備されている。

(5) 空中輸送対策（消防本部）

ア ヘリコプター等による輸送

陸上・海上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、鳥羽海上保安部に対して空中輸送の出動要請をする。

また、航空運送事業者に対しても、同様に協力を要請する。

【資料編：15 市内ヘリコプター離着陸場一覧表（P85）】

2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策

(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

次頁以降の「■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」の各機関との連携体制を構築し、輸送対策を確立する。

■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策

1 市の緊急輸送機能確保への協力

各機関は県又は市からの緊急輸送機能の要請に応じて、可能な限り協力をする。

(1) 鳥羽市から直接要請を行う機関

機関名	区分	能力
(市営定期船)	海	(人員の輸送、物資の運搬等：市海上輸送機関)
鳥羽商船高等専門学校	海	災害時の被災者支援等のため、鳥羽丸等の船舶の運航
上野マリタイム ・ジャパン株式会社	海	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽商工会議所 (建設・運輸部会)	陸海	物資の運搬等
岐阜県美濃市	陸	物資の運搬等
兵庫県三田市	陸	物資の運搬等
長野県大町市	陸	物資の運搬等
長野県飯島町	陸	物資の運搬等
静岡県袋井市	陸	物資の運搬等
国際特別都市建設連盟 (県外9市町)	陸	物資の運搬等
三重県トラック協会 南勢支部	陸	物資の運搬等
佐川急便株式会社 中京支店	陸	物資の運搬等
ヤマト運輸株式会社 三重主管支店	陸	物資の運搬等

(2) 三重県を通じて要請を行う機関

機関名	区分	能力
三重県	陸空	人員の輸送、物資の運搬等
自衛隊	陸海空	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽海上保安部	海空	港における入港制限、海上における治安の維持、海上交通の安全確保
鳥羽警察署	陸	陸上交通の安全確保
三重県トラック協会	陸	災害応急活動のための車両借上要請に対する即応体制の整備 災害時における救助物資、人員等の輸送及び避難者の輸送協力
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等
全国内航タンカー海運 組合東海支部	海	船舶による輸送等
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等
国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等

(3) その他（災害により路線が不通となった場合の協力）

機関名	区分	能力
近畿日本鉄道株式会社	陸	不通区間の自動車による代行輸送
東海旅客鉄道株式会社 三重支店	陸	旅客等の連絡車両への振替輸送の手配 旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
三重交通株式会社	陸	不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

■市民が実施する対策

(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

市民は、前述の機能が十分に発揮できるよう、市や防災関係機関等への協力を努める。

【主担当課】

・市民課、定期船課、消防本部、総務課、建設課、農林水産課

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要数の職員が確保できずに市災対本部の立ち上げが遅れる可能性がある。

また、南海トラフ地震発生時の公的施設等の一部で使用目的が定められておらず、発災時の混乱が予測される。



【この計画が目指す状態】

- ・どの時間帯に地震が発生しても、必要最小限の職員で市災対本部を速やかに立ち上げられるよう訓練されている。

また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、各部も業務継続計画（BCP）に基づき的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 市災対本部の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 災害対策要員の確保対策 (4) 業務継続計画（BCP）の徹底
	地区指定員	(1) 地区指定員への防災教育の実施 (2) 参集体制の整備・充実
	職員	(1) 職員の防災教育の実施 (2) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助力・救急機能の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災対本部を対象とした対策（総務課）

(1) 市災対本部の整備・充実

ア 市災対本部施設及び設備の整備

(7) 市災対本部施設

本部庁舎が使用できる場合、市災対本部会議室は、初動時には市長室とする。その後、防災関係機関等の来援時期までに速やかに、第2・3委員会室に移行する。

また、各部の活動場所は、平素の勤務場所とする。

(イ) 市災対本部設備の整備

南海トラフ地震発生時は、停電・断水が想定されるが、災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保体制を引き続き継続する。

また、庁舎内における棚等の転倒防止、ガラスの飛散防止対策等を推進する。

(ウ) 物資・資機材の備蓄

南海トラフ地震発生時は、災対本部活動が長期間に及ぶため、食料・飲料水のほか、仮設トイレや寝具等が必要となることから、市災対本部の活動を継続するため、職員用物資を備蓄する。(推進計画)

(エ) 第2指令機能及び各部の活動場所の整備推進

地震・津波等の被害により本部庁舎及び各部の施設が使用できない場合を想定し、市消防本部を予備施設として整備を推進する。

市消防本部は災対本部の予備施設として、衛星携帯電話・移動系無線・携帯メール等で指令機能を維持するとともに、各部の活動場所として機能できるよう逐次、備品等の整備を推進する。

(オ) 報道対応の充実

災害対応を適切に進めながら、市民への情報伝達を迅速・的確に行うため、総務部広報情報担当が本庁記者クラブと円滑な連携を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実

ア 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、職員は震度に応じた自主参集を基本とするが、全職員参集の場合には、職員メールを活用する。

イ 勤務時間外における南海トラフ地震発生時の初動体制について

勤務時間外に南海トラフ地震が発生した場合、市災対本部（主に本部庁舎等）周辺に居住する職員及び参集可能な職員が初動体制の確立を図る。

(3) 災害対策要員の確保対策

南海トラフ地震発生時等においては、市職員数が限られているため長期的な災対本部活動を行うに当たり、疲労の蓄積等によって支障をきたす恐れがある。

そのため、職員の健康状態を適切に把握するとともに、各種協定等に基づき県及び他市町等から職員の支援を受けるよう速やかに受援体制を整える。

(4) 業務継続計画（BCP）の徹底

「鳥羽市業務継続計画」に基づき、発災後、直ちに優先すべき通常業務を継続しつつ災害対応に従事できるよう、随時見直すとともに職員への普及教育を図る。

2 地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 地区指定員への防災教育の実施

年度ごと地区指定員を指定し、地区指定員の業務及び避難所運営、通信機器等の防災教育を実施して、市災対本部との連携保持を図る。

(2) 参集体制の整備・充実

地区指定員は、平素から風水害、地震・津波の発生時間等に応じた参集、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識を深めるとともに、連絡体制を確立する。

3 職員を対象とした対策（総務課）

（1）職員の防災教育の実施

勤務時間外に大規模地震が発生した場合の初動体制要員、地区指定員及び一般職員に対して、防災教育、図上訓練、実動訓練、研修等を実施して、震災に関する知識と適切な判断力の養成等、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）に関する知識

エ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識

オ 職員等が果たすべき役割

カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策

各部長は、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう各部における災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について各部に周知徹底を図る。

ク 職員の防災対策の推進

職員は、自助の取組みを率先して実行するものとする。特に勤務場所における食料備蓄のほか、各人の家庭における家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、平常時の備えを確実に行う。

4 消防関係機関を対象とした対策（消防本部）

（1）消防力の強化

地震による被害の防止または軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

ア 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、消防団員数の確保と活性化を図るほか、災害対応訓練をはじめ、防災教育、装備の充実を推進し、地域密着型で災害対応能力の高い消防職団員の育成に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進する。

イ 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止または軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

ウ 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設の整備を図る。

（2）救助力・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急事案への対応能力を強化する。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・発災直後(特に夜間等)の災害対策本部の体制が十分に機能発揮できない段階において、最低限必要な情報しか収集、伝達できない。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、災害対策本部が必要な情報を適宜収集し伝達できる体制が整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 情報収集体制の整備・充実 (2) 情報伝達体制の整備・充実 (3) 訓練の実施
	地区指定員	(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
町内会等	(1) 災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築
防災関係機関(通信事業者、電気通信事業者、移動通信業者等)	(1) 連絡体制の整備 (2) 設備面の災害予防 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 情報収集手段の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策(総務課・消防本部)

(1) 情報収集体制の整備・充実

迅速適切な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

ア 全国瞬時警報システムの活用

全国瞬時警報システムを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

イ 三重県防災通信ネットワークの活用

三重県防災通信ネットワークを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

ウ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を図る。

エ 通信ボランティア等と連携

通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

オ 鳥羽市防災情報集約システムの活用

鳥羽市防災情報集約システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。

カ 消防無線による通信の活用

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集を行うほか災害の規模等に応じて移動局を市災対本部へ配置し情報連絡を迅速的確に行う。

キ I S U T（災害時情報集約支援チーム）の活用

県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、処置対策に活用する。

(2) 情報伝達体制の整備・充実

迅速な情報伝達活動を行うため、多様な情報伝達手段を活用できる体制を整備するとともに、要配慮者や孤立集落にも配慮した確実な情報伝達システムの整備をより一層進める。なお、双方向の情報提供及び収集を図るため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した体制整備の検討を始める。

ア 各種通信設備の活用

同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信、携帯電話、ケーブルテレビ、Wi-Fi 等も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入済のものにあっては、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に努めるものとする。また、ドローン等を活用した映像による情報の収集が図られるよう整備計画を進める。

イ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を図る。

ウ 緊急速報メール

避難情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制について、各種の通信手段やキャリアの活用に努める。

エ 全国瞬時警報システム

国からの緊急情報を瞬時に市民に伝えるため、同報系防災無線の自動起動及びとばメールとの連携を行い、正確な情報を提供できるよう努める。

オ 被災者安否情報等の取扱いについて

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、「三重県における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に基づき、厳正に実施できるよう認識の共有を図る。

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し災害時に備えるよう努める。

2 地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

災害時において速やかに、市災対本部と被災者等へ災害情報の伝達・提供ができるよう、平素から必要に応じ最新の情報を提供するとともに、町内会等との連携を促進させる。

■町内会等が実施する対策

災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築

災害発生時に被害情報等の情報収集・伝達が迅速に行えるよう、平常時から災害時に必要となる収集・伝達手段の把握を行い、市との連絡体制の構築に協力する。

■防災関係機関(通信事業者、電気通信業者、移動通信業者等)が実施する対策

1 連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- (2) 防災関係機関は情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。
- (3) 通信途絶時においても対応できる体制を整備する。

2 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

防災関係機関は、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な機能の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

3 防災広報活動

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

■市民が実施する対策

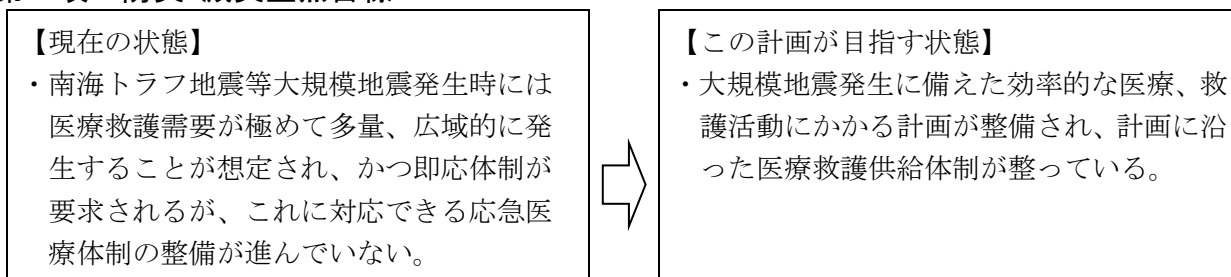
1 情報収集手段の確保

災害情報を適切に収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に利活用する。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医療機能の確保
	市民	(1) 災害時医療体制等の周知

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保 (3) 医療機能の確保

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（健康福祉課）

災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。

(1) 医療体制の整備

ア 救護所の設置場所

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等候補地を選定しておくとともに、市民への周知を図るものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、市民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班の編成について、市は、志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会と連携し体制整備を図るものとする。

エ 医療関係要員の確保

市内の医師、看護師、助産師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として確保に努める。

(2) 医療機能の確保

医療救護所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

2 市民を対象とした対策

(1) 災害時医療体制等の周知

市民、町内会等、自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動内容などについて周知する。

■災害時医療・救護関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備

前項「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（1）医療体制の整備」に沿った対策を講じる。

2 医薬品等の確保

鳥羽志摩薬剤師会、市内医療機関及び医薬品等関係機関等の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。また、必要に応じて、県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

3 医療機能の確保

上記「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（2）医療機能の確保」に沿った対策を講じる。

■市民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所など地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。

【主担当課】
・ 健康福祉課

第4節 火災予防計画

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・地震による火災は同時多発的に発生することが予想され、また上水道の破断による消火活動の遅延が災害を拡大させ、津波による火災、電力復旧に伴う通電火災の発生も危惧されている。		【この計画が目指す状態】 ・市民の地震防災知識の高揚、住宅、公共施設等の不燃化、耐震性防火水槽、消火資機材の整備が図られ、市民、自主防災組織、消防団の教育育成がなされ、初期消火訓練等が実施され各地域において初期消火体制が確立されている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	事業所 自主防災会、消防団 市民	(1) 火災予防対策の推進 (2) 消防力の整備 (3) 自主防災組織の育成強化 (4) 火災予防対策普及教育

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
事業所	(1) 施設、建築物の不燃化 (2) 職員の防災、防火意識の資質の向上
自主防災会	(1) 組織の育成強化
消防団	(1) 団員の確保、訓練の実施

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 地震防災知識の向上 (2) 各種防災、初期消火訓練への参加 (3) 消火器具及び警報装置等の設置

第3項 対策

■市が実施する対策

1 事業所・自主防災会等・消防団・市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 火災予防対策の推進

ア 市民に対する地震防災知識の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取扱いの指導を行い、自主防火意識の向上を図る。

イ 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、市は常に地域環境の変化を把握し、予防査察を計画的に行うとともに、施設の管理者

に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。

ウ 消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育を実施するよう指導する。

エ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用及び建築基準法による建築材料、建造等の規制など建築物の不燃化を促進するための施策を推進する。

(2) 消防力の整備

ア 消防組織の充実強化を図り、消防施設等の整備に努める。

イ 消防団員の確保、自衛消防隊、自主防災組織の育成強化を図り、発災直後に消火を行うことのできる体制づくりと円滑に初期消火を行うための人員の確保及び資機材の整備に努める。

ウ 消防水利については、耐震防火水槽等、大地震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域にて同時に火災が発生する可能性があり、市民による消火活動が重要であり、そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、市民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

(4) 火災予防対策普及教育

特定防火対象物をはじめ、各事業所から一般家庭までを対象とし、業種別、対象別に火災予防対策の啓発、教育指導を各種催し物等の開催時に合わせて実施する。また、防火教育普及要員となる人材の育成にも努める。

■事業所、自主防災会、消防団が実施する対策

1 事業所が実施する対策

(1) 施設、建築物の不燃化

施設の経年劣化防止に対する施設維持管理に努め、また、不燃材等を使用した建築物の不燃化に努める。

(2) 職員の防災、防火意識の資質の向上

各機関や団体が実施する防災訓練や研修等へ参加し、また、事業所自ら訓練を実施し、防災、防火意識の向上を図る。

2 自主防災会が実施する対策

(1) 組織の育成強化

各機関や団体が実施する防災訓練や研修等へ参加し、また、自主防災会自ら訓練を実施し防災、防火意識の向上を図ることにより、組織の強化を図る。

3 消防団が実施する対策

(1) 団員の確保、訓練の実施

消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担うことから、消防本部や消防署と訓練や研修等を通じて連携を密にし、更なる知識や技術の向上を図る。また、市民へ訓練等への参加を呼びかけ、市民とのコミュニケーションを図り、団員確保に努める。

■市民が実施する対策

1 地震防災知識の向上

各機関や団体が実施する地震や防災についての研修へ参加し、知識の向上を図る。

2 各種防災、初期消火訓練への参加

地域での広報誌、メディアやネットワークを通じ、各機関や団体が実施する訓練への情報を得て、多くの訓練参加に努める。

3 消火器具及び警報装置等の設置

「自分の身は自分で守る」という防災の基本を踏まえ、被害を軽減するために、住宅用消火器の設置及び住宅用火災警報器の設置に努める。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第5節 受援・応援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・「鳥羽市災害時受援計画」の策定に続いて、市物資拠点の運営から輸送支援に関する協定を複数の企業と締結後に実動訓練を実施する等、非常時の物流機能を強化した。	【この計画が目指す状態】 ・「鳥羽市災害時受援計画」に基づき、発災時に各部と協定締結企業等と円滑に業務を実施できるよう、継続的に訓練し連携を強化している。
---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び体制の整備 (2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備
	防災関係機関 県内消防本部 緊急消防援助隊	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策（総務課）

(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び体制の整備

「鳥羽市災害時受援計画」に基づき、必要な物資とその拠点運営、技術職員等の受け入れに関する体制を整備する。

応援する場合は、被災市町に必要な物資、資機材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。（推進計画）

(2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築

県外の協定市町との相互応援協定に基づき、平素から防災訓練や研修等を相互に実施し、受援・応援体制を構築する。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・緊急消防援助隊・広域緊急援助隊〔警察〕の展開、宿営場所、物資搬送設備等の救援活動拠点を検討し、活動の容易性を図る。

2 防災関係機関・県内消防本部及び緊急消防援助隊を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、県への要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、実動・図上訓練等により実施し、慣熟しておく。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄は継続して調達中で、個人備蓄の意識についても十分とは言えない。 ・物資の調達・受入れについては、受援計画に基づき実施予定	⇒	【この計画が目指す状態】 ・大規模災害に備えた物資の備蓄は完了し、各家庭における個人備蓄も整っている。 ・物資の調達・受入・供給にかかる受援計画と各種協定に基づき関係機関との事前調整が整い体制が完了している。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築
	町内会等	(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築 (2) 市民及び町内会等への災害用備蓄の促進
	事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）	(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
町内会等	(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築 (2) 備蓄食料品等の保管管理と点検及び必要量の把握及び調整 (3) 地域における災害用備蓄品等の確保
事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）	(1) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築 (2) 災害時の物資輸送にかかる連携体制の構築

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策（総務課）

(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築

ア 災害発生から1日目は、各市民による個人備蓄で対応してもらい、2日目は各避難所等の現物備蓄で対応し、3日目に県からの救援物資等が到達するまでは対応できるよう、必要不可欠な食料及び仮設トイレ等生活必需品や災害応急対策活動に必要な資機材等の備蓄を図る。

1日目	2日目	3日目	4日目以降
個人備蓄による 自助・共助	「市」現物備蓄 (各避難所・倉庫)	「県」流通備蓄	「国」 プッシュ型支援等
	「県」現物備蓄(伊勢志摩拠点)		

イ 備蓄場所については、孤立想定地域に配置されている拠点避難所を中心に備蓄を図る。

ウ 災害時に使用できる公用車、定期船等の把握に努める。

エ 食料の備蓄及び調達は、食物アレルギーに対しても配慮に努める。

オ 調達した食料等の物資を一時保管するため、受入拠点となる場所の選定や仕分け方や輸送体制について検討する。

カ 被災状況及び復旧情報を確認し、輸送基地、本部、避難所を結ぶ緊急輸送網を決定する。

【資料編：13 公用車一覧表（P78）、14 市有船舶等一覧表（P83）、20 備蓄品一覧表（P101）】

2 町内会等を対象とした対策（総務課）

(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築

町内会等に対し、災害時用の炊き出し作業にかかる保有備品の把握と点検の啓発及び必要な資機材を準備するための支援を実施して、協力関係の構築に努める。

(2) 市民及び町内会等への災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭において、町内会等に対しては避難所や避難場所等の避難先に、発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう働きかける。

3 事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）を対象とした対策（総務課、市民課、定期船課）

(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

ア 食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達が行えるよう協定締結業者等との連携の確認に努める。

イ 協定締結業者から食料等の調達が困難な場合を想定し、食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等からも必要な食料等の調達が行えるよう連携体制の構築に努める。

ウ 事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

【資料編：23 協定書及び覚書一覧表（P107）】

■町内会等が実施する対策

1 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築

緊急時に備えて、災害時用の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検を定期的に行い、必要な資機材については市と調整し備蓄を検討する。

2 備蓄食料品等の保管管理と点検及び必要量の把握及び調整

平常時から、災害時に必要となる備蓄食料品等の量の把握を行い、供給体制の構築に協力する。

3 地域における災害用備蓄品等の確保

避難所や避難場所など、避難先に地域用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。また、市が行う大規模災害時物資無償支援者登録制度に協力し、物資協力体制の構築に努める。

■事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）が実施する対策

1 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の物資輸送にかかる連携体制の構築

緊急輸送体制の構築を図るとともに、市との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

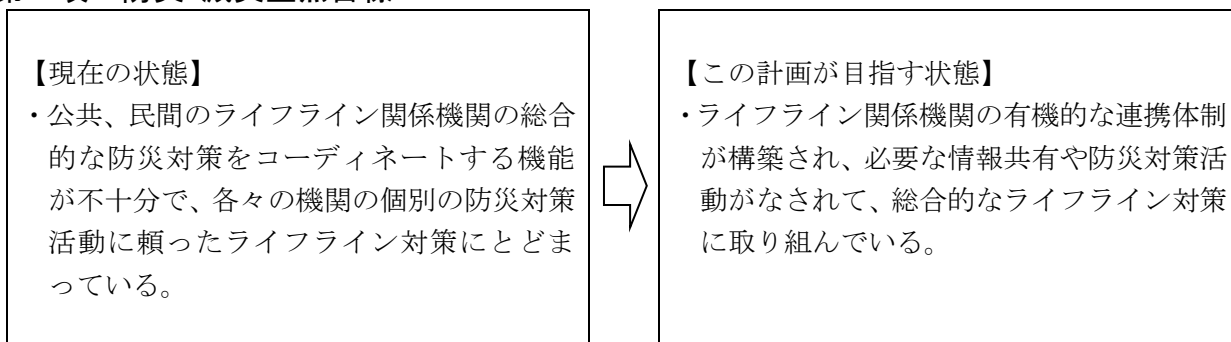
各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【主担当課】

・総務課、市民課、定期船課

第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市	(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策 (2) 災害時の下水道供給機能の確保対策

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	(1) ライフラインにかかる予防対策 (2) 災害時協力井戸登録制度の啓発
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LP ガス事業者	(1) LP ガス供給施設・設備の防災対策の強化 (2) 災害対策体制の整備 (3) LP ガス需給家への啓発活動の推進
通信事業者	(1) 移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等
石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策

(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課）

非常時においても水を安定的に供給できるよう、耐震化などのハード整備と応急給水・復旧などのソフト対策の両面で備える。（推進計画）

ア 耐震性の強化

水道施設の新設、改良に等しに際しては、耐震基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、主要な施設・構造物及び供給管路については、計画的に調査を実施し、補強対策や更新を実施し、耐震化の推進に努める。

特に離島や沿岸部など被災時の応急給水や復旧などの支援の手が届きにくいことが予想される地域については、ライフラインを確保するため整備を重点的に進める。

イ 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管、電子化を図る。管理図書については、2箇所以上の施設で保管できるよう整備に努める。

ウ 応急給水・復旧のための体制整備

人命の安全確保を図るため、給水優先度が特に高い防災拠点などの施設に水道水を供給できるよう、優先的に配水管路の耐震化を進める。

水道施設の点検整備や緊急遮断弁、応急給水用資機材等の適切な保守点検に努めるとともに、「危機管理マニュアル」を整備し、応急給水に備えた体制強化に努める。

エ 災害時の協力体制

(ア) 「三重県水道災害広域応援協定【資料編：協定-5】」、「水道災害等における応援協定【資料編：協定-16】」に基づく応急給水・復旧用資機材及び人員の配置等の体制の確保と、情報共有を行う。

(イ) 「災害時協力井戸登録制度」について各町内会・自治会並びに自主防災組織を通じて市民への啓発を図る。

【資料編：22 災害時協力井戸一覧表（P105）】

(2) 災害時の下水道供給機能の確保対策（総務課、水道課、環境課）

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。

ア 安全性の強化

下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めるとともに自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保管を図る。

ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、また、総務課は環境課と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

エ 災害時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

1 電気事業者の対策

(1) 設備面の災害予防

ア 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

イ 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

ウ 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 災害対策体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達体制の確立

(ア) 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

(イ) 県災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(4) 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

2 LPガス事業者の対策

(1) LPガス供給施設・設備の防災対策の強化

ア LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

イ 各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

ウ 耐震性機器の設置を促進する。

(2) 災害対策体制の整備

情報伝達体制の確立

ア 三重県LPガス協会各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 販売事業者による緊急動員体制を整備する。

ウ 県災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) LPガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

3 通信事業者の対策

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■防災関係機関（通信事業者、電気通信業者、移動通信業者）が実施する対策（P2-52）」に準じる。

4 石油商業組合の対策

(1) 設備面の災害予防

ア 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

(2) 災害対策体制の整備

ア 情報伝達体制の確立

- (ア) 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (イ) 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- (ア) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合の窓口及び連絡方法等について定める。
- (イ) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について、事前に検討する。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるため飲料水や食料の確保等、備蓄品の事前対策を講じるよう努める。

2 災害時協力井戸登録制度の啓発

災害時、長期間断水する可能性があることから、各町内会・自治会並びに自主防災会等は、「災害時協力井戸登録制度」を活用し、災害時の生活用水の確保に備える。

【主担当課】

・総務課、水道課、環境課

第8節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 ・実動訓練は例年、一斉津波避難訓練を全市民対象に実施しているが、風水害対策の訓練等（感染症対策を含む）の避難所運営訓練についても今後は定期的に行う必要がある。 ・大規模震災時の各連絡所・避難所等との通信・連携が十分でない。	⇒	【この計画が目指す状態】 ・津波避難や風水害等、地域特性に応じた防災訓練を実施して、あらゆる災害に災害対策本部と市民が柔軟に対応し自助・共助・公助が連携・機能できる練度に達している。 ・平素より各連絡所・避難所等との通信・連携が図られている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への参加・協力 (3) 訓練結果に基づく鳥羽市地域防災計画等の検証
	自主防災組織等	(1) 自主防災会、事業所等が実施する防災訓練の支援

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参加

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 県、市、地域と連携した防災訓練の実施
市民	(1) 市・地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策（総務課）

(1) 多様な防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

市は、南海トラフ地震を想定した津波避難訓練を総合防災訓練として位置付け、防災関係機関、自主防災会等の協力を得て、全市民（観光客を含む。）を対象に次の訓練種目を総合的にあるいは種目別の実施する。（推進計画）

(種目)

- (ア) 情報の収集、伝達及び広報訓練消火活動訓練
- (イ) 避難誘導訓練
- (ウ) 救助、救護訓練
- (エ) 交通規制、警備訓練
- (オ) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (カ) 電力、電話、水道等の復旧訓練
- (キ) 災害時相互応援協定市町等との防災訓練

イ 非常参集訓練等

職員の災害発生時における市災対本部の早期確立及び応急対処能力等の向上を図るため、非常参集訓練等を実施する。(推進計画)

- (ア) 情報伝達訓練
東海地震関連情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。
- (イ) 非常参集訓練
時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。
- (ウ) 市災対本部初動体制訓練
本庁舎近隣に居住する職員(初動対処)を対象とした市災対本部初動体制訓練を実施する。

ウ 緊急地震速報行動訓練

内閣府等が実施するJアラートによる緊急地震速報訓練を活用して市民、学校・保育所等及び市職員等に対し実施するよう努める。

エ 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が行う防災訓練に協力するほか自らも随時必要な防災訓練を実施する。

オ 事業所等の防災訓練

高層建築物、大型店舗、ホテル、旅館、学校、社会福祉施設、病院、工場、事務所等の管理者は、消防本部及び防災関係機関等の協力を得て、来客、収容者等の避難誘導訓練及び職員又は従業員の災害防御活動訓練を随時実施するよう努力する。

(2) 県の防災訓練への参加・協力

県の実施する実動訓練、図上訓練等各種の防災訓練に積極的に参加・協力し、関係機関との連携要領、本市訓練への反映及び市災対本部の能力向上等に資する。

(3) 訓練結果に基づく鳥羽市地域防災計画等の検証

各種訓練によって得られた教訓事項や市災対本部各部の所掌事務に関する内容等を検証し、地域防災計画等の改善を図る。

特に、以下の検証項目を重視する。

- ア 多様な主体と連携した災害対応(特に、要配慮者対応)
- イ 広域的な受援・応援活動対応(特に、活動拠点对応)
- ウ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応(特に、初動期における対応)

2 自主防災組織等を対象とした対策(総務課)

(1) 自主防災会、事業所等が実施する防災訓練の支援

自主防災組織、企業等が実施する防災訓練について積極的に協力、支援する。

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 市等の防災訓練への協力・参加

市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■企業・事業所等が実施する対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 県、市、地域と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に観光客にも積極的に参画するよう努める。

■市民が実施する対策

1 市・地域等における防災訓練への参画

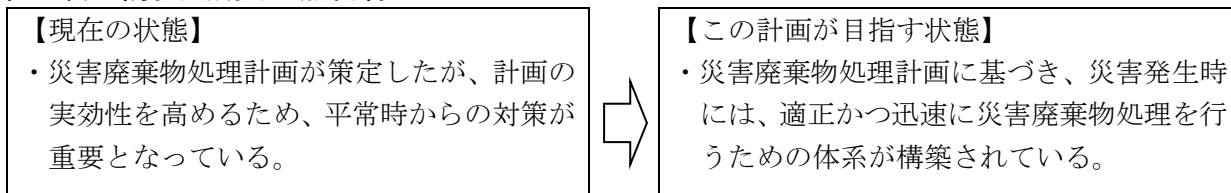
市・地域等の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参加に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参加するよう努める。

【主担当課】

・総務課

第9節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市	(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の策定 (2) 受援・応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策（環境課）

(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の見直し

東日本大震災後に改定された「災害廃棄物対策指針」や「三重県災害廃棄物処理計画」を軸として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び早期復旧に資するための「鳥羽市災害廃棄物処理計画」を平成29年9月に策定した。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係機関等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記している。

今後は、改定等必要な場合には適宜見直していくこととする。

(2) 受援・応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても受援・応援体制の整備を推進する。

【主担当課】

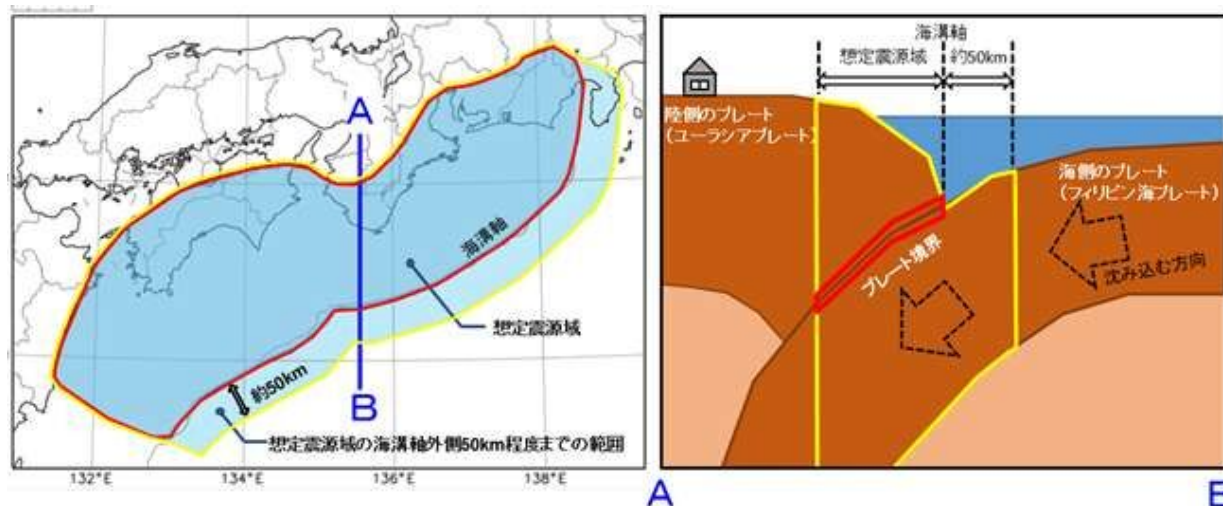
・環境課

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 (「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」)

1 南海トラフ地震について

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する検討会で南海トラフ地震発生の可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、以下のとおり気象庁が発表する。

(1) 南海トラフ地震の震源域



※想定震源域内のプレート境界部（赤枠部）・監視領域（黄枠部）（気象庁ホームページより）

(2) 南海トラフ地震の発生形態（三連動以外）

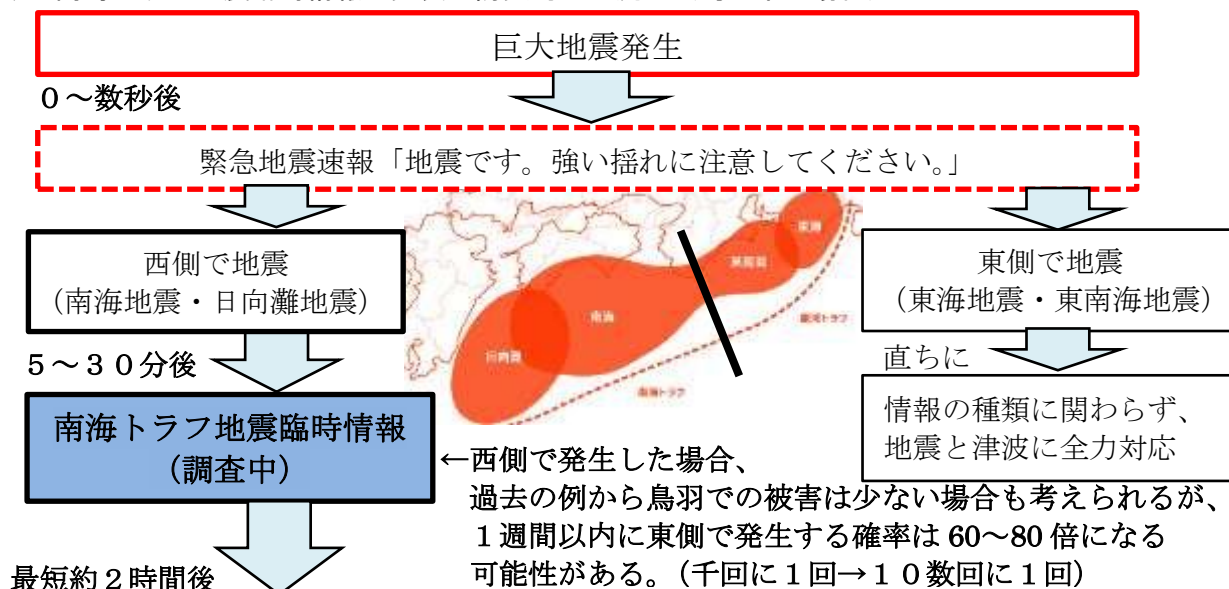
区 分	発生状況	
半割れ	M8以上の地震 西側 東側	東側（東海・東南海）又は西側（南海）のいずれかでM8（最大で震度6強）クラスの地震が発生
一部割れ	M7クラスの地震	想定震源域のいずれかでM7クラス（最大震度5弱）の地震が発生
ゆっくりすべり	ゆっくりすべり ひずみが蓄積・増大 海のプレート 陸のプレート 強くくっついている境界	想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべり（スロースリップ）が発生

2 南海トラフ地震の情報について

(1) 南海トラフ地震関係の情報と発表条件（気象庁）

情報名		情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や、異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界（※前頁参照）において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・想定震源域内において、M7.0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合（巨大地震警戒）に該当する場合を除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合
	調査終了	・（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報（定期的に発表される情報）		・観測された異常な現象の調査結果を発表後の状況推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を「南海トラフ地震関連解説情報」で発表する場合がある。）

(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表と防災対応の流れ（鳥羽市の場合）



南海トラフ地震臨時情報			
区分	（巨大地震警戒）	（巨大地震注意）	（調査終了）
判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震 ゆっくりすべり	いずれの条件も満たさないもの
1週間	巨大地震警戒対応※1	日頃からの地震への備えを再確認する等※2	
2週間	日頃からの地震への備えを確認する等※2	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
大規模地震発生まで			

※ 各臨時情報の具体的な対応要領は、第1(2-73)～4節(2-81)を参照

3 南海トラフ地震の被害想定に対応した津波避難地域等について

(1) 前提事項

用語	定義
想定する状況	M8クラス（過去最大）の地震が南海トラフ震源域の西側（串本以西の南海地域）で発生した場合を想定
ハザードマップ	M9クラス（理論上最大）を使用
避難対象地域	「津波最大浸水深（理論上最大）」を含む全ての町
避難開始時間	地震発生から避難を開始するまでの時間で、2分30秒に設定する。 参考：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁）」
歩行速度	上記、マニュアル検討会報告書に基づき「住民事前避難対象地域」を1.0m／秒、「高齢者等事前避難対象地域」を0.5m／秒で設定する。

※「三重県被害想定調査結果（H26年3月）」

(2) 津波避難対象地域（津波による避難指示の対象となる地域）

鳥羽市全域

①津波浸水域を超えて津波が到達した例もあるため

②津波浸水域内に住家が無い各町においても事業所・各種施設等の勤務場所・通学路等が存在するため

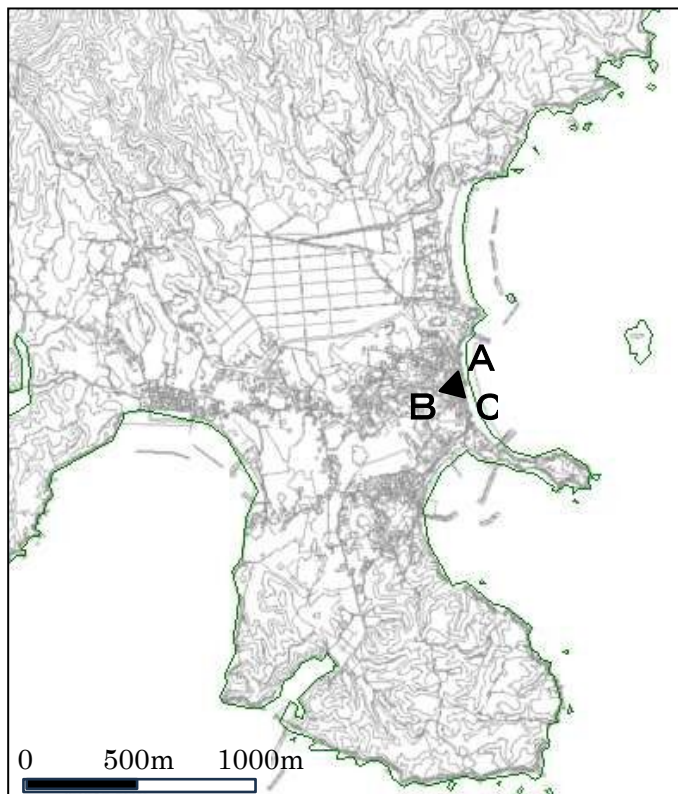
(3) 事前避難対象地域

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、避難情報発令の対象となる地域は、次のとおりである。

（紀伊半島以東を震源とする東海・東南海地震の場合は該当しない。）

避難区分	対象者	対象地域
住民等事前避難対象地域	地域内の全市民	なし
高齢者等事前避難対象地域	地域内の要配慮者等※	相差町の一部（下図参照）

※第1部1章2節第4項 用語（P1-5）参照



高齢者等事前避難対象地域

A : N34° 23'27.657" E 136° 54'32.059"

B : N34° 23'26.121" E 136° 54'30.719"

C : N34° 23'25.609" E 136° 54'32.539"

第1節 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」について

情報 発表条件	南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や、異常な情報が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合
------------	---

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市の体制整備

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、その後の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等の発表に備え、各部署（課）は、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うとともに情報収集を開始し、速やかに災害対策本部体制（警戒・非常）に移行できるよう準備体制を取るものとする。

(2) 県及び防災関係機関との連絡体制の確保

南海トラフ地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることとし、県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）との連絡体制を確保し、情報収集を行う。

2 市民等への広報

(1) 防災行政無線、ホームページ、とばメール、SNS等を用いて「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」についての関連情報を市民に周知する。

(2) 旅行者・帰宅困難者等への周知

「第2部 第1章 第7節 観光地における防災対策の促進（P2-18～19）」参照

3 市管理施設の点検と管理

(1) 各部（課）は市関連施設等を点検し、その結果に応じ、閉鎖・業務中断等の処置を実施する。

(2) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル）

鳥羽マリンターミナルを管理する指定管理者に施設の利用者に対して注意喚起を行うとともに、津波の発生や後発地震に備え、避難場所の確認や避難者の誘導経路の確認などを実施するよう指示する。

(3) 市営定期船の運航

【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】

市営定期船の運航を中止する。

【津波注意報・警報等が発表されていない場合】

港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。

【運航の再開】

「鳥羽地区地震・津波対策基準（令和4年2月15日、鳥羽地区台風・地震津波対策委員会）」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。

※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋）

区 分	適 用	取るべき措置
南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと

(4) コミュニティバス（かもめバス）の運行

かもめバスの運行可否について、運行事業者と協議により決定する。

4 被害発生時の措置

市内において一部でも被害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置して、人命救助を最優先に、被害状況の確認等を実施する。

■市民が実施する対策

1 情報収集体制の維持

テレビ・ラジオ・インターネット等、常時、情報収集できる体制を維持するとともに、防災行政無線や警察・消防からの情報にも留意する。

2 発災後の避難準備

避難場所・避難経路、非常持出袋の補充、行動手順や安否確認の要領等について全員で確認する。

3 家庭内・事務所内施設・備品の点検と安全処置の実施

家具の転倒・備品の落下防止処置、ガラス破損時の対応等について準備

4 防火対策

火の始末・可燃物・危険物の安全措置、避難時の漏電火災防止処置等の確認と点検

5 事前避難

個々の判断・状況に応じて、親戚・知人宅、宿泊施設等へ避難する。

第2節 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」について

情報 発表条件	想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合：南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、最短2時間後に発表
------------	--

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市の体制整備

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、直ちに「鳥羽市災害対策本部」を設置し、第4配備（非常体制）として、全職員を参集させる。

鳥羽市災害対策本部設置後、速やかに災害対策連絡会議を開催し、事後の対応方針等について協議を行う。

関係部局（課）においては、災害対策連絡会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて確認する。

(2) 県及び防災関係機関等との連絡体制の確保及び情報共有

ア 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）、関係団体組織との連絡調整及び情報共有

イ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所との情報共有

ウ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡調整及び情報共有

2 市民等への広報

(1) 市民等への周知

防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」についての関連情報や下記の呼びかけ等について市民に周知する。

○呼びかけ例

【日頃からの地震の備え】再確認

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・非常食などの備蓄の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め など

【できるだけ安全な防災行動】

- ・すぐににげられる体制での就寝
- ・非常持出品の常時携帯 など

(2) 事前避難についての周知

「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、「高齢者等避難」を発令するとともに、全ての市民に対しても避難の準備を整え、自主的に後発地震に備え、事前に家屋倒壊・土砂災害・津波の恐れのない場所へ避難するよう呼びかける。

また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えの再確認等の防災対応を行うよう呼びかける。

(3) 旅行者・帰宅困難者等への周知

「第3部 第4章 第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保(P3-93)」の対策に準ずる。

3 避難対策等

(1) 市民等に対する避難情報の発令

市は、「高齢者等事前避難対象地域(P2-72)」に居住する要配慮者等に対して、直ちに「高齢者等避難」を発令する。

(2) 避難所の開設及び運営

要配慮者・感染症対策に配慮しつつ計画に基づき、避難所を開設する。

- ・市は「鳥羽市役所 西庁舎」を開設するとともに、県と調整後「鳥羽高校体育館」を避難所として開設する。
- ・自主避難者や帰宅困難者等の受入により避難所の収容可能人数を超える場合や避難所施設の損壊等の状況に応じ、後発地震に備え「地震」及び「津波」に適用性のある避難所を新たに開設する。
- ・避難所の運営は、地域住民による自主運営を促す。
- ・避難所での食料、生活用品については、避難者が持参することを基本とする。

4 市管理施設等の対応

予想される状況・各関係機関等の意見も参考に、各担当部（課）及び管理者の判断により随時見直しをして柔軟に対応するとともに、とばメール、市ホームページ等によりその都度周知を図る。

(1) 消防機関

消防本部は、平常時の業務を継続しながら消防団とも連携し、出火及び混乱の防止を図るほか、発災に備えた緊急消防援助隊受援体制の確立を図る。

(2) 状況に応じ、業務縮小・代替手段の設定等により後発地震に速やかに対応できる体制を確保して開設する施設

ア 行政系施設（市庁舎・各連絡所）

イ 保健・福祉施設（保健福祉センター・介護予防施設）

(3) 安全確認後、逐次段階的に開設・運行を予定する施設

供給処理施設（清掃センター・リサイクルパーク）

(4) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル）

鳥羽マリンターミナルを管理する指定管理者に、後発地震が発生した場合に備え、施設の利用者に対して的確な情報伝達、避難誘導の実施が出来る体制を取るとともに、施設の閉所を検討する際など、必要に応じ市担当課と協議することを指示する。

(5) 市営定期船の運航

【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】

市営船の運航を中止する。

【津波注意報・警報等が発表されていない場合】

港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。

【運航の再開】

「鳥羽地区地震・津波対策基準（令和4年2月15日、鳥羽地区台風・地震津波対策委員会）」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。

※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋）

区 分	適 用	取るべき措置
南海トラフ地震警戒（勧告）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備をすること 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は自主的な避難行動をとること 4 小型船は、陸揚げ固縛又は係留を強化し、陸上へ避難すること なお、自治体から避難指示が発令された場合は優先して避難指示に従い行動すること

(6) コミュニティバス（かもめバス）の運行

かもめバスの運行可否については、運行事業者と協議により決定する。

(7) 休校・休園・休館等する施設（状況により避難所として利用）

ア 学校教育施設（小・中学校）

イ 子育て支援施設（子育て支援センター・保育所・幼稚園・放課後児童クラブ）

ウ 市民文化系・スポーツ・レクリエーション系施設

エ 社会教育施設（図書館・海の博物館等）

※各施設に防災マニュアル等がある場合には、そのマニュアル等に従い対応を行う。

(8) その他の市管理施設は当時の状況により対応体制をとる。

5 その他検討する個別対策

- ・ 工事中の建築物に対する措置
- ・ 橋梁・トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・ 河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認または閉鎖等
- ・ 水道に対する措置
- ・ 各災害協定締結者と支援体制の確認
- ・ 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する措置
- ・ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所に対する措置

【参考：「巨大地震警戒」発表時の県対応方針（R4.3）】

- ・ 会館や社会体育施設、社会教育施設は休館
- ・ 学校は臨時休校を基本とし、避難者の受入れを行う
- ・ 休業できない施設（庁舎・病院・入所施設等）は、業務の縮小や代替え手段の設定により、後発地震に速やかに対応できる体制を確保する。

■市民が実施する対策

- ・ 日頃からの地震の備えの再確認
- ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
- ・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難

第3節 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」について

情報 発表条件	想定震源域内において、M7.0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合 ※ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に該当する場合を除く。 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合
------------	--

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市の体制整備

気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、直ちに「鳥羽市災害対策本部」を設置し、第3配備（警戒体制）として、一部又は全職員を参集させる。

また、災害対策本部設置後、速やかに災害対策連絡会議を開催し、事後の対応方針等について協議を行い、関係部局（課）においては、災害対策連絡会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて確認する。

(2) 県及び関係機関等との連絡体制及び情報共有

- ア 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）、関係団体組織との連絡調整及び情報共有
- イ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所との情報共有
- ウ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡調整及び情報共有

2 市民等への広報

(1) 市民等への周知

防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」についての関連情報及び日頃からの地震の備え等について市民に周知する。

また、必要に応じて自主的に避難することを呼びかける。

○呼びかけ例

【日頃からの地震の備え】再確認

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・非常食などの備蓄の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め など

【できるだけ安全な防災行動】

- ・すぐに避難できる体制での就寝
- ・非常持出品の常時携帯 など

3 市管理施設等の対応

(1) 必要に応じ施設等を点検し、その各施設の管理担当課は安全点検を実施し、災害対策本部へ報告後施設を開設する。

(2) 海上交通施設（鳥羽マリンターミナル）

鳥羽マリンターミナルを管理する指定管理者に後発地震が発生した場合に備え、施設の利用者に対して的確な情報伝達、避難誘導の実施が出来る体制を取るとともに、必要に応じて市担当課と情報共有することを指示する。

(3) 市営定期船の運航

【津波注意報・警報等が発表されている場合又は運航に支障がある場合】

市営定期船の運航を中止する。

【津波注意報・警報等が発表されていない場合】

港内等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。

【運航の再開】

「鳥羽地区地震・津波対策基準」に基づき港内等の安全を確認した上で運航を再開する。

※参考資料：「鳥羽地区地震・津波対策基準」別表2「南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒体制等の基準」（抜粋）

区 分	適 用	取るべき措置
南海トラフ地震注意（注意喚起）	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合	1 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと

(4) コミュニティバス（かもめバス）の運行

かもめバスの運行可否については、運行事業者と協議により決定する。

4 その他検討する個別対策

- ・ 工事中の建築物に対する措置
- ・ 河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認または閉鎖等
- ・ 水道に対する措置
- ・ 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）に対する措置
- ・ 学校（小・中学校）、幼稚園、保育所に対する措置

■市民が実施する対策

日頃からの地震への備えを再確認する。

（必要に応じて避難を自主的に実施）

- ・ つねに家族の所在場所を把握
- ・ 非常用袋やヘルメットを玄関に置いておく。
- ・ 寝るときは枕元に履きなれた靴を置いておく。

第4節 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」について

情報 発表条件	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（巨大地震注意）」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。 「南海トラフ地震臨時情報」に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了を含む
------------	--

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市の体制整備

気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）」のいずれの発表条件にも該当せず、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合には、所要の準備を終了し、全部局（課）にその旨を連絡し、必要に応じて災害対策連絡会議を開催する。

(2) 県及び関係機関等との連絡体制及び情報共有

必要に応じ情報共有の体制を維持する。

2 市民等への広報

防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等を用いて、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」及び「特別な呼びかけの終了」についての関連情報について市民に周知する。

■市民が実施する対策

大規模時S発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

【参考：「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（R3.5.25）中央防災会議】

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては（中略）対象地震発生から168時間※経過した以降の正時までの時間（中略）注意する措置をとるものとする。当該時間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

※168時間：7日間

【担当課】
・関係各課